

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業により、生活資金 でお悩みの皆さまへ

大阪府社会福祉協議会では、低所得世帯に対して生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、一時的な生活資金でお悩みの方々に向けた緊急小口資金及び総合支援資金（生活支援費）の特例貸付を実施します。

鶴見区内のお住いの方は、**鶴見区役所 3 階 33 番**（鶴見区社会福祉協議会 生活福祉資金窓口）にて相談を受付けております。

受付日時：月曜～金曜 午前 9 時～午後 5 時 30 分（相談受付は午後 5 時まで）

（祝日、法定休日、年末年始を除く）

場 所：大阪市鶴見区横堤 5 丁目 4 番 19 号 鶴見区役所 3 階 33 番

電 話：0 6 - 6 9 1 3 - 7 0 3 0（直通）

※現在、多数の相談を受け付けており、来所された際にお待たせすることもございます。

担当者不在のこともありますので、事前にご連絡ください。

また、相談が混み合っておりますので、電話でお問合せいただいた際に対応できないこともございます。予めご了承ください。

参考 <大阪府社会福祉協議会ホームページ >

<http://www.osakafusyakyō.or.jp/sikinbu/20200325.html>